

令和 7 年

12 月加賀市議会定例会議案

令和7年12月加賀市議会定例会議案

－ 目 次 －

議案番号	件名	頁
議案第71号	令和7年度加賀市一般会計補正予算.....	別冊
議案第72号	令和7年度加賀市国民健康保険特別会計補正予算.....	別冊
議案第73号	令和7年度加賀市後期高齢者医療特別会計補正予算.....	別冊
議案第74号	令和7年度加賀市介護保険特別会計補正予算.....	別冊
議案第75号	令和7年度加賀山中温泉財産区特別会計補正予算.....	別冊
議案第76号	令和7年度加賀市病院事業会計補正予算.....	別冊
議案第77号	令和7年度加賀市水道事業会計補正予算.....	別冊
議案第78号	令和7年度加賀市下水道事業会計補正予算.....	別冊
議案第79号	加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について.....	1
議案第80号	加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について.....	2
議案第81号	加賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例について.....	3
議案第82号	加賀山代温泉総湯条例の一部改正について.....	16
議案第83号	加賀山代温泉古総湯条例の一部改正について.....	17
議案第84号	加賀市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について....	18
議案第85号	加賀市水道事業給水条例の一部改正について.....	21

議案第86号	加賀市公共下水道条例の一部改正について.....	23
議案第87号	加賀市火災予防条例の一部改正について.....	24
議案第88号	加賀市立大聖寺地区会館の指定管理者の指定について.....	26
議案第89号	加賀市立山代地区会館の指定管理者の指定について.....	27
議案第90号	加賀市立別所地区会館の指定管理者の指定について.....	28
議案第91号	加賀市立庄地区会館の指定管理者の指定について.....	29
議案第92号	加賀市立勅使地区会館の指定管理者の指定について.....	30
議案第93号	加賀市立東谷口地区会館の指定管理者の指定について.....	31
議案第94号	加賀市立片山津地区会館の指定管理者の指定について.....	32
議案第95号	加賀市立作見地区会館の指定管理者の指定について.....	33
議案第96号	加賀市立金明地区会館の指定管理者の指定について.....	34
議案第97号	加賀市立湖北地区会館の指定管理者の指定について.....	35
議案第98号	加賀市立動橋地区会館の指定管理者の指定について.....	36
議案第99号	加賀市立分校地区会館の指定管理者の指定について.....	37
議案第100号	加賀市立橋立地区会館の指定管理者の指定について.....	38
議案第101号	加賀市立三木地区会館の指定管理者の指定について.....	39
議案第102号	加賀市立三谷地区会館の指定管理者の指定について.....	40
議案第103号	加賀市立南郷地区会館の指定管理者の指定について.....	41
議案第104号	加賀市立塩屋地区会館の指定管理者の指定について.....	42
議案第105号	加賀市立河南地区会館の指定管理者の指定について.....	43

議案第106号	加賀市立西谷地区会館の指定管理者の指定について.....	44
議案第107号	加賀市立東谷地区会館の指定管理者の指定について.....	45
議案第108号	新保町民会館の指定管理者の指定について.....	46
議案第109号	湖北町民会館の指定管理者の指定について.....	47
議案第110号	柴山町民会館の指定管理者の指定について.....	48
議案第111号	動橋町民会館の指定管理者の指定について.....	49
議案第112号	黒崎町民会館の指定管理者の指定について.....	50
議案第113号	伊切町老人集会場の指定管理者の指定について.....	51
議案第114号	新保町老人集会場の指定管理者の指定について.....	52
議案第115号	加賀市中谷宇吉郎雪の科学館の指定管理者の指定について....	53
議案第116号	加賀市セミナーハウスあいりすの指定管理者の指定に ついて.....	54
議案第117号	山中温泉芭蕉の館の指定管理者の指定について.....	55
議案第118号	加賀市市民水泳プールの指定管理者の指定について.....	56
議案第119号	片山津老人福祉センターの指定管理者の指定について.....	57
議案第120号	片山津児童センターの指定管理者の指定について.....	58
議案第121号	山代老人福祉センターの指定管理者の指定について.....	59
議案第122号	山代児童センターの指定管理者の指定について.....	60
議案第123号	大聖寺老人福祉センターの指定管理者の指定について.....	61
議案第124号	大聖寺児童センターの指定管理者の指定について.....	62

議案第125号	動橋児童センターの指定管理者の指定について.....	63
議案第126号	作見児童センターの指定管理者の指定について.....	64
議案第127号	山中児童センターの指定管理者の指定について.....	65
議案第128号	かがにこにこパークの指定管理者の指定について.....	66
議案第129号	加賀市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について....	67
議案第130号	加賀市鴨池観察館の指定管理者の指定について.....	68
議案第131号	加賀市観光情報センターの指定管理者の指定について.....	69
議案第132号	加賀山中温泉共同浴場の指定管理者の指定について.....	70
議案第133号	加賀山中温泉共同浴場の指定管理者の指定について.....	71
議案第134号	加賀山中温泉共同浴場の指定管理者の指定について.....	72
議案第135号	加賀山中温泉共同浴場の指定管理者の指定について.....	73
議案第136号	加賀温泉駅全天候型広場施設の指定管理者の指定について....	74
議案第137号	伊切町民会館の指定管理者の指定について.....	75
議案第138号	橋立自然公園の指定管理者の指定について.....	76

議 案 第 7 9 号

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年加賀市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 8 0 号

加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年加賀市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 8 1 号

加賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

加賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第19条)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則(第20条)

第2節 一般型乳児等通園支援事業(第21条—第24条)

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第25条・第26条)

第3章 雑則(第27条・第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が、乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保

護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができする方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を

確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な

調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当た
るの留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所に

は、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階

		段
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができ

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年石川県条例第62号)(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年石川県条例第40号)
- (3) 幼保連携型認定こども園 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年加賀市条例第44号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 8 2 号

加賀山代温泉総湯条例の一部改正について

加賀山代温泉総湯条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀山代温泉総湯条例の一部を改正する条例

加賀山代温泉総湯条例(平成21年加賀市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第3項の表中「900円」を「1,000円」に、「250円」を「350円」に、「120円」を「170円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加賀山代温泉総湯条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議 案 第 8 3 号

加賀山代温泉古総湯条例の一部改正について

加賀山代温泉古総湯条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀山代温泉古総湯条例の一部を改正する条例

加賀山代温泉古総湯条例(平成22年加賀市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中「200円」を「280円」に、「100円」を「140円」に、「900円」を「1,000円」に、「250円」を「350円」に、「120円」を「170円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加賀山代温泉古総湯条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 8 4 号

加賀市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

加賀市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

加賀市病院事業の設置等に関する条例(平成17年加賀市条例第137号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次の」を「別表第1の」に改め、「名称 加賀市医療センター」及び「位置 加賀市作見町36番地」を削り、同条第3項中「加賀市医療センター」の次に「及び山中温泉ぬくもり診療所」を加え、「別表」を「別表第2」に改め、同条第4項中「前項に規定するもののほか、」を削り、「訪問看護を実施するため、加賀市医療センターに訪問看護ステーションを置く」を「事業を行うことができる」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「訪問看護」を「訪問看護事業」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第13項に規定する病児保育事業

(5) 病院事業で保有する土地、施設等の資産を有効活用する事業

第5条中「加賀市医療センター」を「病院事業局」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

名称及び位置

名称	位置
加賀市医療センター	加賀市作見町リ36番地
山中温泉ぬくもり診療所	加賀市山中温泉上野町ル15番地
加賀市医療センター訪問看護ステーション	加賀市作見町リ36番地

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

診療科目及び病床数

施設名称	診療科目	病床数
加賀市医療センター	内科 循環器内科 呼吸器内科 内分泌・代謝内科 腎臓内科 脳神経内科 消化器内科 リウマチ科 外科 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 整形外科 産婦人科 小児科 眼科 耳鼻咽喉科 皮膚科 泌尿器科	一般 300 床以内

	脳神経外科 放射線科 麻酔科 リハビリテーション科 救急科 総合診療科 病理診断科 その他管理者が定める診療科目	
山中温泉ぬくもり診療所	内科 小児科 その他管理者が定める診療科目	無床

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(山中温泉ぬくもり診療所条例の廃止)

2 山中温泉ぬくもり診療所条例(平成27年加賀市条例第64号)は、廃止する。

議 案 第 8 5 号

加賀市水道事業給水条例の一部改正について

加賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

加賀市水道事業給水条例(平成17年加賀市条例第200号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(他の市町村の水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。)又は他の市町村長が同項の指定をした者により給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第39条を第39条の2とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(職員等の立入り)

第39条 管理者は、消火栓の立会い、給水の停止処分、メーターの設置、撤去又は修理、メーター検針、料金の徴収及び水道に関する反則事件調査のため、土地又は建物にその職員又は当該業務を実施するに当たり適当と認める者を立ち入らせ

ることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 8 6 号

加賀市公共下水道条例の一部改正について

加賀市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀市公共下水道条例の一部を改正する条例

加賀市公共下水道条例(平成17年加賀市条例第193号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(他の市町村の下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 8 7 号

加賀市火災予防条例の一部改正について

加賀市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀市火災予防条例の一部を改正する条例

加賀市火災予防条例(平成17年加賀市条例第204号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)」を
「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)
第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9) 」
に改める。

第29条中「警報」を「警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。
以下同じ。)」に改め、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」と

いう。)の予防火災に要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為(たき火を含む。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議 案 第 8 8 号

加賀市立大聖寺地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市大聖寺京町1番地

名 称 加賀市立大聖寺地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市大聖寺京町1番地

名 称 大聖寺地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 8 9 号

加賀市立山代地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市山代温泉山背台1丁目60番地
名 称 加賀市立山代地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市山代温泉山背台1丁目60番地
名 称 山代温泉まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 9 0 号

加賀市立別所地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市別所町漆器団地10番地3
名 称 加賀市立別所地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市別所町漆器団地10番地3
名 称 別所地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 9 1 号

加賀市立庄地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市庄町ワ142番地1

名 称 加賀市立庄地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市庄町ワ142番地1

名 称 庄地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 9 2 号

加賀市立勅使地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市勅使町ヌ24番地1

名 称 加賀市立勅使地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市勅使町ヌ24番地1

名 称 勅使地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 93 号

加賀市立東谷口地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市水田丸町チ12番地

名 称 加賀市立東谷口地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市水田丸町チ12番地

名 称 東谷口地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 9 4 号

加賀市立片山津地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市片山津温泉7の1番地1

名 称 加賀市立片山津地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市片山津温泉7の1番地1

名 称 片山津地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 9 5 号

加賀市立作見地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市作見町ヨ36番地1

名 称 加賀市立作見地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市作見町ヨ36番地1

名 称 作見地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 9 6 号

加賀市立金明地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市塩浜町105番地

名 称 加賀市立金明地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市塩浜町105番地

名 称 金明地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 97 号

加賀市立湖北地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市柴山町も33番地

名 称 加賀市立湖北地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市柴山町も33番地

名 称 湖北地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 98 号

加賀市立動橋地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市動橋町ホ15番地1

名 称 加賀市立動橋地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市動橋町ホ15番地1

名 称 動橋地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 9 9 号

加賀市立分校地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市分校町68番地2

名 称 加賀市立分校地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市分校町68番地2

名 称 分校地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第100号

加賀市立橋立地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所在地 加賀市橋立町口357番地

名 称 加賀市立橋立地区会館

指定管理者

所在地 加賀市橋立町口357番地

名 称 橋立地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第101号

加賀市立三木地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市三木町ニ126番地1

名 称 加賀市立三木地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市三木町ニ126番地1

名 称 三木地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 102 号

加賀市立三谷地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市曾宇町ホ7番地

名 称 加賀市立三谷地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市曾宇町ホ7番地

名 称 三谷地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 103 号

加賀市立南郷地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市下河崎町へ102番地

名 称 加賀市立南郷地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市下河崎町へ102番地

名 称 南郷地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 104 号

加賀市立塩屋地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市塩屋町イ29番地1

名 称 加賀市立塩屋地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市塩屋町イ29番地1

名 称 塩屋町まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 105 号

加賀市立河南地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市山中温泉長谷田町リ391番地
名 称 加賀市立河南地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市山中温泉長谷田町リ391番地
名 称 河南地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 106 号

加賀市立西谷地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市山中温泉菅谷町へ45番地
名 称 加賀市立西谷地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市山中温泉菅谷町へ45番地
名 称 西谷地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 107 号

加賀市立東谷地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市山中温泉中津原町ハ124番地1
名 称 加賀市立東谷地区会館

指定管理者

所 在 地 加賀市山中温泉中津原町ハ124番地1
名 称 東谷地区まちづくり推進協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 108 号

新保町民会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市新保町ヲ17番地

名 称 新保町民会館

指定管理者

所 在 地 加賀市新保町ヲ17番地

名 称 新保町民会館管理運営委員会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 109 号

湖北町民会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市新保町ケ8番地8

名 称 湖北町民会館

指定管理者

所 在 地 加賀市作見町ホ10番地1

名 称 湖北町民会館管理運営委員会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 110 号

柴山町民会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市柴山町1の38番地

名 称 柴山町民会館

指定管理者

所 在 地 加賀市柴山町1の38番地

名 称 柴山町民会館管理運営委員会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 111 号

動橋町民会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市動橋町ワ24番地1の1
名 称 動橋町民会館

指定管理者

所 在 地 加賀市動橋町ワ24番地8
名 称 動橋町民会館管理運営委員会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 112 号

黒崎町民会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市黒崎町ゆ211番地

名 称 黒崎町民会館

指定管理者

所 在 地 加賀市黒崎町ゆ207番地

名 称 黒崎町民会館管理運営委員会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 113 号

伊切町老人集会場の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市伊切町ヲ174番地

名 称 伊切町老人集会場

指定管理者

所 在 地 加賀市伊切町ヲ137番地4

名 称 伊切町老人集会場管理運営委員会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 114 号

新保町老人集会場の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市新保町ル11番地

名 称 新保町老人集会場

指定管理者

所 在 地 加賀市新保町ヲ17番地

名 称 新保町老人集会場管理運営委員会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 115 号

加賀市中谷宇吉郎雪の科学館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所在地 加賀市潮津町イ106番地

名 称 加賀市中谷宇吉郎雪の科学館

指定管理者

所在地 加賀市大聖寺八間道65番地

かが交流プラザさくら2階

名 称 雪の科学館指定管理者グループ

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 116 号

加賀市セミナーハウスあいりすの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市山田町リ243番地

名 称 加賀市セミナーハウスあいりす

指定管理者

所 在 地 加賀市山田町リ243番地

名 称 Paradies・のと楽

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 117 号

山中温泉芭蕉の館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所在地 加賀市山中温泉本町二丁目ニ86番地1

名 称 山中温泉芭蕉の館

指定管理者

所在地 加賀市山中温泉本町二丁目ニ86番地1

名 称 芭蕉の館

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 118 号

加賀市市民水泳プールの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市加茂町ソ62番地1

名 称 加賀市市民水泳プール

指定管理者

所 在 地 石川県金沢市戸水2丁目140番地

名 称 株式会社エイム

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 119 号

片山津老人福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市片山津温泉ヒ19番地1
名 称 片山津老人福祉センター

指定管理者

所 在 地 加賀市大聖寺南町ニ11番地5
名 称 社会福祉法人加賀市社会福祉協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 120 号

片山津児童センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市片山津温泉ヒ19番地1

名 称 片山津児童センター

指定管理者

所 在 地 加賀市大聖寺南町ニ11番地5

名 称 社会福祉法人加賀市社会福祉協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第121号

山代老人福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市山代温泉ヨ22番地2

名 称 山代老人福祉センター

指定管理者

所 在 地 加賀市大聖寺南町ニ11番地5

名 称 社会福祉法人加賀市社会福祉協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 122 号

山代児童センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市山代温泉ヨ22番地2

名 称 山代児童センター

指定管理者

所 在 地 加賀市大聖寺南町ニ11番地5

名 称 社会福祉法人加賀市社会福祉協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第123号

大聖寺老人福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所在地 加賀市大聖寺鷹匠町57番地1

名 称 大聖寺老人福祉センター

指定管理者

所在地 加賀市大聖寺南町二11番地5

名 称 社会福祉法人加賀市社会福祉協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 124 号

大聖寺児童センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市大聖寺鷹匠町57番地1

名 称 大聖寺児童センター

指定管理者

所 在 地 加賀市大聖寺南町ニ11番地5

名 称 社会福祉法人加賀市社会福祉協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 125 号

動橋児童センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市動橋町ホ15番地1

名 称 動橋児童センター

指定管理者

所 在 地 加賀市大聖寺南町ニ11番地5

名 称 社会福祉法人加賀市社会福祉協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 126 号

作見児童センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市松が丘一丁目8番地1
名 称 作見児童センター

指定管理者

所 在 地 加賀市大聖寺南町ニ11番地5
名 称 社会福祉法人加賀市社会福祉協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第127号

山中児童センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市山中温泉西桂木町ト10番地1

名 称 山中児童センター

指定管理者

所 在 地 加賀市大聖寺南町ニ11番地5

名 称 社会福祉法人加賀市社会福祉協議会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 128 号

かがにこにこパークの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市山田町リ245番地2

名 称 かがにこにこパーク

指定管理者

所 在 地 加賀市山代温泉北部一丁目134番地2

名 称 特定非営利活動法人かもママ

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 129 号

加賀市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市大聖寺八間道65番地

名 称 加賀市シルバーワークプラザ

指定管理者

所 在 地 加賀市大聖寺八間道65番地

名 称 公益社団法人加賀市シルバー人材センター

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 130 号

加賀市鴨池観察館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市片野町子2の1

名 称 加賀市鴨池観察館

指定管理者

所 在 地 加賀市大聖寺八間道65番地

かが交流プラザさくら2階

名 称 加賀市総合サービス株式会社

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 131 号

加賀市観光情報センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市作見町ヲ6番地2

名 称 加賀市観光情報センター

指定管理者

所 在 地 東京都港区六本木三丁目2番1号

名 称 合同会社DMM.com

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 132 号

加賀山中温泉共同浴場の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市山中温泉湯の出町㊦1番地
名 称 菊の湯第1(男湯)

指定管理者

所 在 地 加賀市山中温泉本町二丁目㊦22番地
名 称 加賀山中温泉財産区

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 133 号

加賀山中温泉共同浴場の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市山中温泉薬師町ム1番地
名 称 菊の湯第1(女湯)

指定管理者

所 在 地 加賀市山中温泉本町二丁目ソ22番地
名 称 加賀山中温泉財産区

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 134 号

加賀山中温泉共同浴場の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市山中温泉湯の出町ㄱ11番地
名 称 菊の湯第1(介護湯)

指定管理者

所 在 地 加賀市山中温泉本町二丁目ソ22番地
名 称 加賀山中温泉財産区

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 135 号

加賀山中温泉共同浴場の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市山中温泉長谷田町リ391番地
名 称 菊の湯第2(男湯・女湯・介護湯)

指定管理者

所 在 地 加賀市山中温泉本町二丁目ソ22番地
名 称 加賀山中温泉財産区

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第136号

加賀温泉駅全天候型広場施設の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所在地 加賀市作見町ヲ11番地1

名 称 加賀温泉駅全天候型広場施設

指定管理者

所在地 富山県富山市中野新町一丁目2番10号

名 称 株式会社ホクタテ・表示灯株式会社共同体

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 137 号

伊切町民会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市伊切町ヲ137番地4

名 称 伊切町民会館

指定管理者

所 在 地 加賀市伊切町ヲ137番地4

名 称 伊切町民会館管理運営委員会

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議 案 第 138 号

橋立自然公園の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

加賀市長 山 田 利 明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所 在 地 加賀市橋立町南1番地

名 称 橋立自然公園

指定管理者

所 在 地 加賀市新保町カ33番地

名 称 株式会社岸グリーンサービス

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【参考資料】

条例案件新旧対照表

令和 7 年

12 月加賀市議会定例会

令和7年12月加賀市議会定例会
条例案件新旧対照表

－ 目 次 －

件 名	頁
(議案第79号) 加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について.....	1
(議案第80号) 加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について.....	2
(議案第82号) 加賀山代温泉総湯条例の一部改正について.....	3
(議案第83号) 加賀山代温泉古総湯条例の一部改正について.....	5
(議案第84号) 加賀市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について.....	7
(議案第85号) 加賀市水道事業給水条例の一部改正について.....	12
(議案第86号) 加賀市公共下水道条例の一部改正について.....	14
(議案第87号) 加賀市火災予防条例の一部改正について.....	15

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年加賀市条例第44号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第11条まで 略 （虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ※以下 略	※第1条から第11条まで 略 （虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ※以下 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	

加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年加賀市条例第43号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第24条まで （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号 _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ※以下 略	※第1条から第24条まで （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ※以下 略 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	

加賀山代温泉総湯条例(平成21年加賀市条例第15号)新旧対照表

現行			改正後（案）			備考
※本則 略			※本則 略			
			附 則			
			<u>（施行期日）</u>			
			1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>			
			<u>（経過措置）</u>			
			2 <u>この条例による改正後の加賀山代温泉総湯条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。</u>			
別表(第7条関係)			別表(第7条関係)			
総湯利用料金			総湯利用料金			
※1・2 略			※1・2 略			
3 利用券の使用によらない利用料金			3 利用券の使用によらない利用料金			
区分		単位	区分		単位	利用料金
普通料金		1人1回	普通料金		1人1回	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき石川県知事が定めた額
共通料金	12歳以上	1人1回	共通料金	12歳以上	1人1回	1,000円

	6歳以上12歳未満	1人1回	<u>250円</u>		6歳以上12歳未満	1人1回	<u>350円</u>	
	3歳以上6歳未満	1人1回	<u>120円</u>		3歳以上6歳未満	1人1回	<u>170円</u>	
※備考 略				※備考 略				
※4 略				※4 略				

加賀山代温泉古総湯条例(平成22年加賀市条例第32号)新旧対照表

現行				改正後（案）				備考
※本則 略				※本則 略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の加賀山代温泉古総湯条例の規定は、この 条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料 について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従 前の例による。				
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)				
古総湯使用料				古総湯使用料				
※1 略				※1 略				
2 利用券の使用によらない使用料				2 利用券の使用によらない使用料				
区分		単位	使用料金	区分		単位	使用料金	
普通料金	12歳以上	1人1回	700円	普通料金	12歳以上	1人1回	700円	
	6歳以上12歳未満	1人1回	200円		6歳以上12歳未満	1人1回	280円	
	3歳以上6歳未満	1人1回	100円			3歳以上6歳未満	1人1回	140円
普通料金(座敷のみ)	12歳以上	1人1回	400円	普通料金(座敷のみ)	12歳以上	1人1回	400円	
	12歳未満	1人1回	無料		12歳未満	1人1回	無料	
共通料金	12歳以上	1人1回	900円	共通料金	12歳以上	1人1回	1,000円	

	6歳以上12歳未満	1人1回	<u>250円</u>		6歳以上12歳未満	1人1回	<u>350円</u>	
	3歳以上6歳未満	1人1回	<u>120円</u>		3歳以上6歳未満	1人1回	<u>170円</u>	
※備考 略				※備考 略				

加賀市病院事業の設置等に関する条例(平成17年加賀市条例第137号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条・第2条 略 （経営の基本） 第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 病院事業を行う施設の名称及び位置は、次の_____とおりとする。 名称 <u>加賀市医療センター</u> 位置 <u>加賀市作見町リ36番地</u> 3 加賀市医療センター_____の診療科目及び病床数は、別表_____のとおりとする。 4 前項に規定するもののほか、病院事業の附帯事業として次に掲げる訪問看護を実施するため、加賀市医療センターに訪問看護ステーションを置く。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護_____ (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第1項に規定する訪問看護_____ (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第4項に規定する訪問看護_____及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護_____ — —	※第1条・第2条 略 （経営の基本） 第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 病院事業を行う施設の名称及び位置は、別表第1の_____とおりとする。 — — 3 加賀市医療センター及び山中温泉ぬくもり診療所の診療科目及び病床数は、別表第2のとおりとする。 4 _____病院事業の附帯事業として次に掲げる事業を行うことができる_____。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第1項に規定する訪問看護事業 (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第4項に規定する訪問看護事業及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護事業 (4) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第13項に規定する病児保育事業</u>	

—	
※第4条 略	
(組織)	
第5条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、 <u>加賀市医療センター</u> を置く。	
※第6条から第10条まで 略	
別表(第3条関係)	
診療科目及び病床数	
診療科目	病床数
内科	一般300床
循環器内科	
呼吸器内科	
内分泌・代謝内科	
腎臓内科	
脳神経内科	
消化器内科	
リウマチ科	
外科	

(5) <u>病院事業で保有する土地、施設等の資産を有効活用する事業</u>	
※第4条 略	
(組織)	
第5条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、 <u>病院事業局</u> _____を置く。	
※第6条から第10条まで 略	
附 則	
(施行期日)	
1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>	
<u>(山中温泉ぬくもり診療所条例の廃止)</u>	
2 <u>山中温泉ぬくもり診療所条例(平成27年加賀市条例第64号)は、廃止する。</u>	
別表第1(第3条関係)	
名称及び位置	
名称	位置
<u>加賀市医療センター</u>	<u>加賀市作見町リ36番地</u>
<u>山中温泉ぬくもり診療所</u>	<u>加賀市山中温泉上野町ル15番地</u>
<u>加賀市医療センター訪問看護ステーション</u>	<u>加賀市作見町リ36番地</u>

消化器外科 乳腺外科 肛門外科 整形外科 産婦人科 小児科 眼科 耳鼻いんこう科 皮膚科 泌尿器科 脳神経外科 放射線科 麻酔科 リハビリテーション科 救急科 総合診療科 病理診断科								
—	別表第2(第3条関係)							
—	診療科目及び病床数							
—	<table> <tr> <th>施設名称</th><th>診療科目</th><th>病床数</th></tr> <tr> <td>加賀市医療センター</td><td> 内科 循環器内科 呼吸器内科 内分泌・代謝内科 </td><td>一般300床以内</td></tr> </table>	施設名称	診療科目	病床数	加賀市医療センター	内科 循環器内科 呼吸器内科 内分泌・代謝内科	一般300床以内	
施設名称	診療科目	病床数						
加賀市医療センター	内科 循環器内科 呼吸器内科 内分泌・代謝内科	一般300床以内						

		<u>腎臓内科</u> <u>脳神経内科</u> <u>消化器内科</u> <u>リウマチ科</u> <u>外科</u> <u>消化器外科</u> <u>乳腺外科</u> <u>肛門外科</u> <u>整形外科</u> <u>産婦人科</u> <u>小児科</u> <u>眼科</u> <u>耳鼻咽喉科</u> <u>皮膚科</u> <u>泌尿器科</u> <u>脳神経外科</u> <u>放射線科</u> <u>麻酔科</u> <u>リハビリテーション</u> <u>科</u> <u>救急科</u> <u>総合診療科</u> <u>病理診断科</u> <u>その他管理者が定め</u>	
--	--	---	--

		る診療科目	
	山中温泉ぬくもり診療所	内科	無床
		小児科	
		その他管理者が定め	
		る診療科目	

加賀市水道事業給水条例(平成17年加賀市条例第200号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第9条まで 略 （工事の施行） 第10条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 _____ _____ _____ _____ ※2から5まで 略 ※第11条から第38条まで 略 第5章 管理 — — 第39条 ※本文 略 ※2 略 ※以下 略	※第1条から第9条まで 略 （工事の施行） 第10条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(他の市町村の水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。)又は他の市町村長が同項の指定をした者により給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> ※2から5まで 略 ※第11条から第38条まで 略 第5章 管理 <u>（職員等の立入り）</u> <u>第39条 管理者は、消火栓の立会い、給水の停止処分、メーターの設置、撤去又は修理、メーターの検針、料金の徴収及び水道に関する反則事件調査のため、土地又は建物にその職員又は当該業務を実施するに当たり適当と認める者を立ち入らせることができる。</u> 第39条の2 ※本文 略 ※2 略 ※以下 略 <u>附 則</u>	

この条例は、公布の日から施行する。

加賀市公共下水道条例(平成17年加賀市条例第193号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第4条まで 略 （下水道指定工事店の指定） 第5条 排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。_____ _____ _____ _____ ※2・3 略 ※以下 略	※第1条から第4条まで 略 （下水道指定工事店の指定） 第5条 排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（他の市町村の下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> ※2・3 略 ※以下 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	

加賀市火災予防条例(平成17年加賀市条例第204号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
目次 ※第1章から第3章まで 略 <u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</u> — ※第4章から第7章まで 略 附則 ※第1条から第28条まで 略 <u>第29条 火災に関する警報</u> _____が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 ※(1)から(6)まで 略 <u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u> ※第29条の2から第29条の7まで 略 — — —	目次 ※第1章から第3章まで 略 <u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</u> <u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u> ※第4章から第7章まで 略 附則 ※第1条から第28条まで 略 <u>第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 ※(1)から(6)まで 略 — ※第29条の2から第29条の7まで 略 <u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u> <u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)</u>の予防上注意を要すると認めるときは、<u>林野火災に関する注意報を発することができる。</u>	

※第30条から第42条の2まで 略

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

※(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条____において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

※(4)から(6)まで 略

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

※第30条から第42条の2まで 略

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

※(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

※(4)から(6)まで 略

※2 略 ※第42条の4から第44条まで 略 (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある<u>行為</u>_____ _____ ※(2)から(6)まで 略 — ※以下 略	※2 略 ※第42条の4から第44条まで 略 (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある<u>行為(たき火を含む。)</u> ※(2)から(6)まで 略 <u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u> ※以下 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年1月1日から施行する。</u>
---	---